

危機管理マニュアル

令和7年4月 改正版



危機管理の原則

さいあくの事態を想定し

しんちょうに

すみやかに

せいいていを持って

そしきてきな対応を

北上市立

和

賀東中学校

目 次

I	本校における学校安全危機管理の方針	1
II	危機発生時における緊急対策	1 ～ 2
III	危機の内容による対応・連絡	3
IV	不審者への緊急対応	4 ～ 6
V	学校事故	7 ～ 11
VI	学校での火災・地震等	12 ～ 13
VII	保健・衛生に関する事項	14 ～ 17
VIII	生徒指導に関わる事項	18 ～ 21
IX	職員及び学校の管理に関わる事項	21 ～ 23
X	報道対応	24 ～ 25
XI	避難所開設に関する事項	25 ～ 26
XII	猛獣の発見・遭遇に関わる事項	27 ～ 29
XIII	弾道ミサイルの発射に関わる事項	30 ～ 31

I 本校における学校安全危機管理の方針

1 危機管理とは

危機管理の目的

- 児童生徒及び教職員の安全を確保すること。
- 学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと。
- 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること。

学校における危機管理とは、これらを目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとることである。

2 危機管理の段階

危機の予知・予測

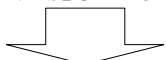
過去に発生した事例から、危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知予測に努める。

また、子どもや社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し、予知・予測に努める。



危機の防止または回避等危機対応の諸準備

日常の子ども及び教職員に対する訓練等を実施するほか、施設・設備に関する定期的な点検等を実施するなど、危機の防止または回避に向けた取組を行う。



危機発生時の対応

危機が発生した場合、「命を守ること」を最優先し、生徒及び教職員の安全の確保を図るとともに、全職員が一致協力して危機に対処する。また、初期の対応が重要であることを十分に認識し、初動体制を確立する。



危機の再発防止

危機終息時において、危機への取組状況を点検、検証し、再発防止に万全を期す。

II 危機発生時における緊急対策

事故や事件が発生した直後は短時間に多くの対応が求められることから、迷い、混乱を避け、本マニュアルにより初動体制を確認し、危機管理にあたることとする。

1 危機発生時の対応

- (1) 直ちに校長及び副校長（不在の場合は、教務主任・生徒指導主事・各学年主任）に、何が起こったかどのように発生したかを連絡する。
- (2) 何を最優先にして、どのように対処するかについて、本マニュアルに従って冷静に判断し、適切に対処する。

2 勤務時間外の職員の参集体制

- (1) 地震発生時
震度5弱 → 校長・副校長・校務技能員 震度5強 → 各主任
震度6以上 → 全職員
- (2) 気象災害
道路の冠水、河川の氾濫等被害が予想される場合 → 校長・副校長（他の職員は自宅待機）
- (3) 参集に際しての留意事項
道路状況等に十分注意し、自身の安全を確保した上で参集する。

3 避難場所について

- (1) 一次避難場所
校庭のテニスコート脇に避難する。災害の状況等に応じて適宜場所を設定する。
- (2) 二次避難場所
和賀東小学校とする。災害の状況や校舎被災の状況に応じて校長が判断し、必要がある場合は避難する。

4 停電等の際の情報伝達手段について

(1) 外部との連絡について

- ・停電であっても、1回線は固定電話が使用可能。
- ・全回線不通の場合 → 地区交流センターに衛星電話または行政防災無線が設置されているので、それを利用して教育委員会や市の災害対策本部と連絡をとる。

(2) 校舎内での連絡体制について

- ・校内放送が利用不可の場合、ハンドマイク（職員下駄箱の上に設置）を利用する。
- ・避難者への連絡は、掲示板を活用する。（体育館ステージ下の掲示板を組み立てる）

5 現地対策本部の設置

(1) 対策本部を設置

(2) 全職員への周知

(3) 情報の収集や分析・判断

(4) 対処方針の決定

(5) 役割分担の指示

(6) それぞれの所在を明らかにしておく

(7) 報道機関への対応（窓口は校長または副校長とする）

6 正確な情報の収集及び共有化

情報の一元化を図るとともに、憶測や風評を排除し、無用な混乱を避ける。

7 関係機関との連携

教育委員会や警察等の関係機関と常日頃から連携を図り、危機発生時はもちろん、平常時においても指導助言を得られるように努める。

8 保護者・地域との連携

保護者や地域と常日頃から連携を図り、協力して生徒を守る体制の整備を図る。

Ⅲ 危機の内容による対応・連絡

危機発生時における対応や連絡については、その内容によって異なるため、事故や事件の状況に応じた的確な対応及び正確で敏速な連絡を行う必要がある。

不審者への緊急対応

1 状況把握・伝達

- 発見者は他の教職員へ緊急連絡を行う。
大声・放送・報知器
シークレットサイン

2 隔離・通報

- 発見者及び通報を受け現場へ到着した職員は、不審者の侵入を阻止し、空き教室等へ隔離する。
- 通報を受けた職員は状況を確認し、110番通報を行う。
- 校長及び副校長は教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

3 生徒の避難誘導

- 防御
(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- 移動阻止
- 全校への周知、生徒の掌握
- 避難誘導
- 教職員の役割分担と連携

4 負傷者がいた場合の対応

- 救急車到着までの応急手当
- 119番通報
- 被害者等への心のケア

5 事後の対応や措置

- 情報の整理・記録・提供
- 保護者等への説明
- 生徒への心のケア

学 校 事 故

1 救急（応急）措置

- 発見者は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍等を確認し、負傷生徒の応急処置を行う。
- 発見者は状況により周囲に救急車の出動要請を依頼する。(特に頭部、目、背髄のけがについては、救急車の要請をためらわないこと)
- 発見者は、周囲に校長はじめ他の職員への連絡を依頼する。
- 発見者は、他の生徒を救急活動の障害にならない場所に移動させる。
- 養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を受け継ぐとともに、その概要を速やかに校長及び副校長に報告する。
- 担任及び当該学年の職員は、保護者に連絡し、事故の概要を説明するとともに、搬送する医療機関等について確認する。
- 救急車到着後、発見者または養護教諭は救急隊員に事故発生時の状況や応急処置等の状況を説明する。
- 養護教諭は救急車に同乗、または別途搬送先の病院に向かう。
- 救急車の出動があった場合は、校長は教育委員会へ事故報告（第一報）を行う。

2 状況把握

- 教職員は、分担して状況の確認を行い、事故発生経緯についてその状況把握に努める。

3 事後の対応や措置

- 養護教諭及び担任は専門医の診断を確認でき次第、速やかに校長及び副校長に報告する。
- 担任は事故発生経緯について、詳細に保護者に説明する。
- 生徒指導担当は、必要に応じて関係生徒に対する指導または全校生徒に対する指導を行う。
- 校長は事故経緯及び事後の対応について、教育委員会に事故報告を行う。

学校での火災・地震等

1 初期対応

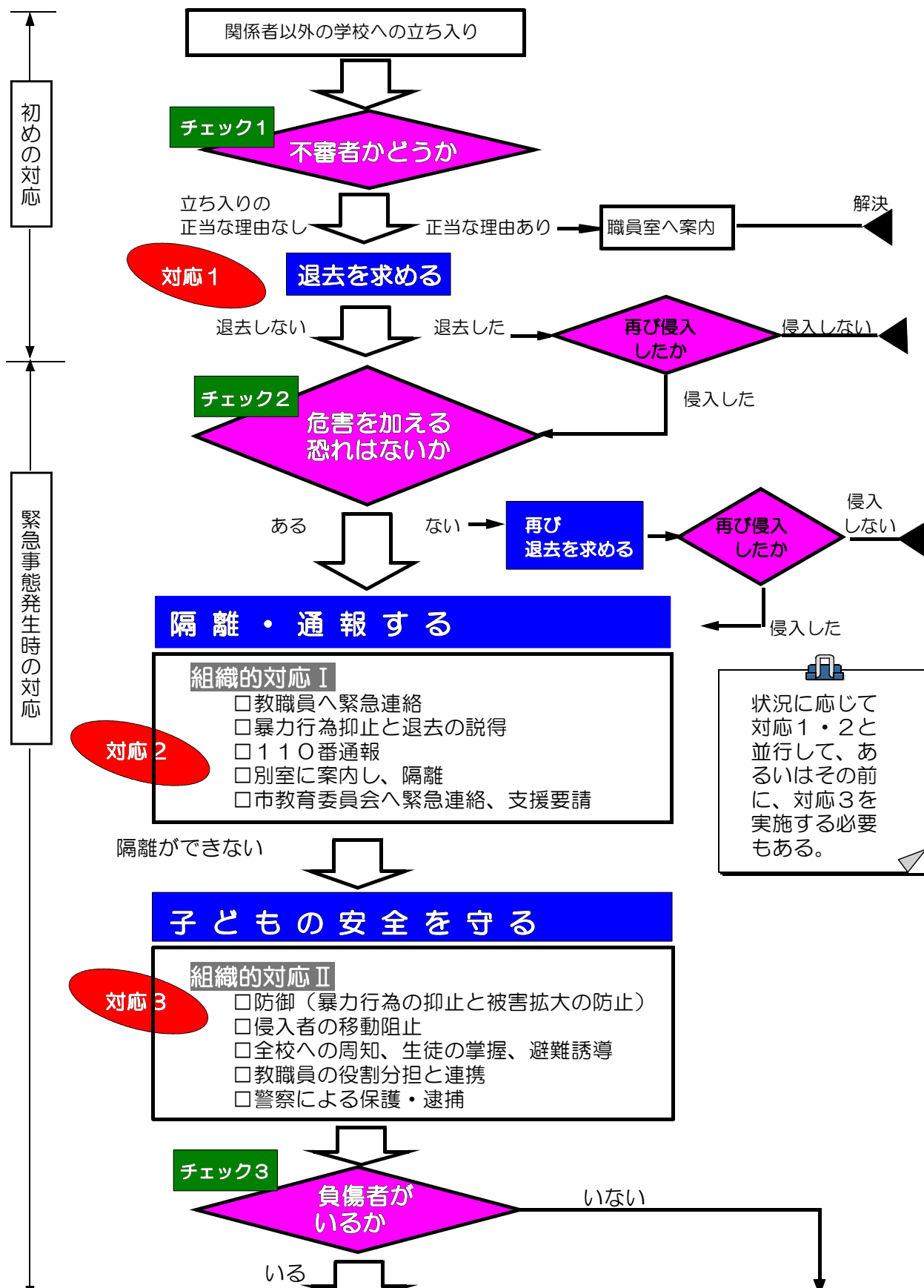
- 火災・地震への対応は、消防計画・安全計画に基づいて、迅速かつ安全に行う。
- 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室に連絡する。
- 校長は火災の報告を受けたら、直ちに119番通報し、校内放送により避難指示をする。
- 避難指示を受けた教職員は、生徒に対し落ち着いて避難するように指示し、所定の避難場所に誘導する。
- 教職員は、生徒の誘導と併せ、消防計画によって定められている役割分担に従って行動する。
- 校長は、関係機関に通報し併せて必要な指示を受ける。

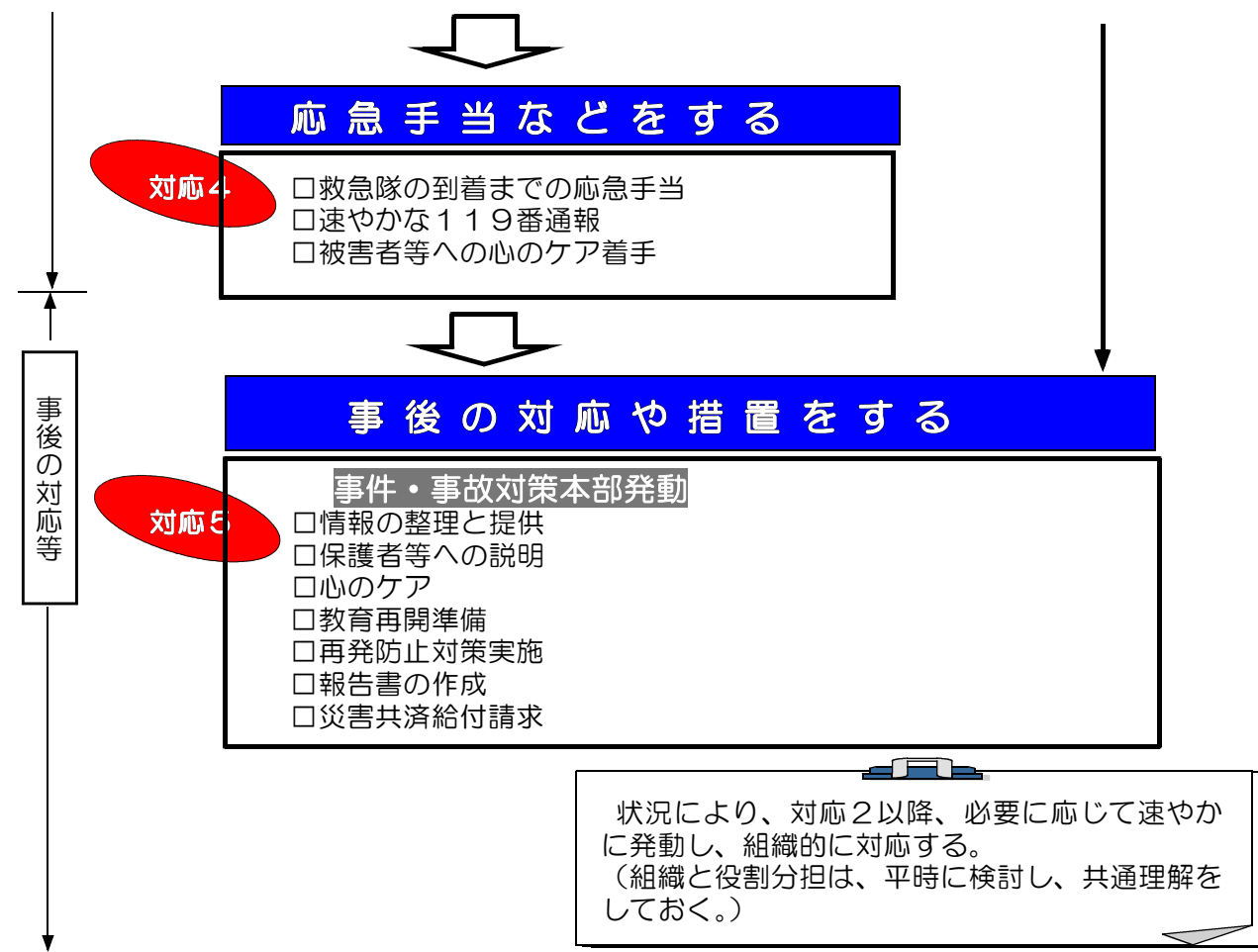
2 避難後の対応

- 教職員は避難場所に移動、人員確認をする。
- 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- 消防・警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- 生徒の避難後、安全確認の上、保護者に連絡し、直接、速やかに引き渡す。
- 火災発生経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し、詳細に記録する。

Ⅳ 不審者への緊急対応

本校は、「校地内にどこからでも入ることができる」「校舎の裏など死角が多い」等「入りやすく、見えにくい」という不審者対応上の問題が多くある。昇降口や校舎の裏には防犯カメラを設置、来訪者の入口や受付の指定及び明示等を行うとともに、不審者への緊急対応については、次のマニュアルに基づき、組織的に行動する。





緊急連絡先	
■警察	110番
□北上警察署	61-0110
□藤根駐在所	73-5210
□岩崎駐在所	73-5211
■消防	119番
□和賀中部分署	73-5852
■教育機関	
□北上市教育委員会	72-8259
指導係内線	64-2111 (3468)
□中部教育事務所	0198-22-4981
■職員	
□校長	090-3469-2847
□副校長	090-1493-2440
□生徒指導	090-7336-7493
□養護教諭	090-5189-0776
■医療機関	
□岩手中部病院	71-1511
□済生会病院	64-7722
□室岡医院(学校医)	63-3311
□中部保健所	0198-22-2331

緊急事態発生の周知
教職員への合図・放送
■緊急事態発生(不審者侵入)
「これから緊急集会を開きますので、次の指示があるまで教室で待機してください。各学年緊急集会担当の先生は、〇〇に集合してください。」
暗号①：緊急集会→不審者侵入
暗号②：緊急集会担当→男性教員
※状況によっては、直ちに生徒を避難させる。
「これから緊急集会を開きますので、集会室Aに集まってください。」
暗号③集会室A→体育館(内鍵を開けると外部から侵入不可)
■ハンドサイン
指を2本、続いて4本立てる (フ・シンジャ)

事例1 不審者侵入

2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- 手近にある物（モップ、机、椅子、消火器、さすまた等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- 教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。また、生徒の安全が確保された時点で、直ちに身の安全を確保する行動をとる。

生徒の安全確保

- 教職員は、校長または副校長の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で生徒を避難させる。不審者の状況から避難が困難な場合は、教室で待機させる。その際、身近にある物を活用して出入口にバリケードをつくり安全を確保する。
- 学級担任等は、生徒を掌握し、安全を確保しながら避難させる。
- 負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

関係機関との連携

- 直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会（教育局）への報告

- 警察等の関係機関への通報と同時に市教育委員会に第1報を入れる。
- 不審者の身柄が警察に確保され、生徒の安全が確認された段階で、事件の経過、生徒の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに市教育委員会に報告する。

保護者への対応

- 保護者への連絡が可能になった段階で、速やかに事故の発生について伝える。
- 不審者の身柄が警察に確保され、生徒の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
※保護者に連絡がつかない場合は、生徒が一人で下校することのないよう配慮する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- 保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- 関係機関やスクールカウンセラーと連携し、生徒や教職員の心のケアに努める。
- 対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

危機管理体制の確立

- 不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施する。
- 安全教育を計画的に実施し、生徒に危険予測能力や危機回避能力を育成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- 校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- 死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示する。

関係機関等との連携

- 警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定する。

V 学校事故

学校事故の対応は、学校と保護者、地域との信頼関係の最も基本となるところである。万難を排し、全力を尽くさなければならない。子どもがアツての学校である。危機管理の基本である。ことに、最初の一步、初期対応を誤らないことが大切である。保護者に対し、常に誠意ある対応を心がけることが大切である。

1 学校事故の留意事項

(1) 生徒の動向把握と安全点検の徹底

- ア 日常の巡視、巡回と指導の強化に努める。
- イ 安全点検の実施（毎月定期的に実施。破損、老朽化等がないかどうか）

(2) 事故発生時の対応について

正しい病状の把握と判断

- ア 養護教諭だけに頼らないで、校長、副校長も加わって判断する。
- イ 頭部や顔面（歯、耳、目）、脊髄などのけがの場合、最悪を想定して素早く行動する。
- ウ 必要に応じて救急車の手配を行う。躊躇しない。
- エ 管理下内の事故については、学校側から病院まで付き添いをするを原則とする。
- オ 他の生徒（加害生徒、周辺の生徒）へのケアも怠らない。
- カ 保護者への連絡を素早く行う。

病院（医療機関）

- ア 正確な情報収集と校長への報告。保護者への説明、謝罪等。

2 学校事故の報告について

(1) 原則的に下記の場合、後日具体的な状況説明が必要であり、さらに教育委員会への報告（速報）が求められるため、時系列に従い詳細な記録を整理しておくことが必要である。

- ア 日本スポーツ振興センターの保険適用を受ける事故の発生の場合（医療機関の診断・治療を要する内容）
- イ 救急車の出動を要請した場合
- ウ 交通事故
- エ 生徒が教育活動を受けるに著しく支障をきたす場合（入院・手術・骨折・靱帯損傷・ギブス固定・精密検査・数針以上縫うけが等）
- オ 社会的な責任問題等、話題性や関心事となることが予想される場合
- カ 後日、訴訟等の問題が発生する恐れがある場合

(2) 学校からの報告は、まず事故発生後、速報として校長から電話による概要の報告、さらに市教育委員会から示されている所定の報告様式に沿って、後日文書による詳細な報告を行う。

3 終息後の対応

(1) 原因の究明・再発防止

- ア 校長は、事故に関わる情報の整理・記録を関係職員に指示し、事故原因や問題点を調査する。
- イ 校長は、事故発生に関する原因と改善に向けて全職員の共通理解を図り、再発防止のために必要な措置を講じる。
- ウ 校長は、場合によって、PTA役員や保護者への説明会を行う。

(2) 支援・援助

- ア 校長と関係職員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯及び災害共済等の手続きについて説明を行う。
- イ 関係職員は、生徒の学校生活への復帰に向けて、学習、生活様々な側面から必要な援助を行う。

(3) PTSD（外傷後ストレス障害）

- ア 負傷した生徒及び周囲の生徒で精神的にショックを受けている者がいる場合は、関係機関との連携を図り、カウンセリング等必要な心のケアを行う。

事故発生時の緊急連絡

北上市立和賀東中学校

TEL 0197-73-5106

FAX 0197-73-5116

住 所 北上市和賀町長沼6-1

事故災害の発生

発見者

- ① 応急処置
- ② 状況把握
- ③ 急報
- ④ 情報収集
- ⑤ 記録・報告

急報の仕方

- 1 いつ（発生日時）
- 2 どこで（場所）
- 3 だれが（学年・組・氏名）
- 4 何を（部位など）
- 5 どうした（状態・状況）

担任
部活動顧問
学年主任

校長
副校長
生徒指導主事

養護教諭

必要に応じ救急車手配
救急車には1～2名同乗
必要に応じ学校医に連絡

事故速報

保護者

- ☐ 疾病状況、けがの状況を知らせる。
- ☐ 希望する病院の確認
- ☐ 来院か来校の有無を確認
- ☐ 保険証持参依頼

当事者の保護者

- ☐ 状況を知らせる。
- ☐ 後日、詳細な説明を行う。

市教育委員会

64-2111

学校教育課指導係
（内）3468
学校教育課学事係
（内）3462
総務課（内）3452

学校医

室岡医院 63-3311

近隣医療機関

岩手中部病院 71-1511
済生会病院 64-7722
中部保健所 0198-22-2331

北上警察署 61-0110
藤根駐在所 73-5210
岩崎駐在所 73-5211

北上消防署和賀中部分署 73-5852

☐ 事故報告は速やかに行うこと。

☐ 外部への対応は、校長及び副校長が行うこと。（窓口を一本化する）

☐ 負傷状況について詳細に知る職員、その場にいた職員、または養護教諭が付き添い病院へ搬送、保護者に説明して引き渡すまでは、引き続き付き添うこと。

事例2 登下校中の交通事故

生徒Aが、自転車に乗って下校中に、乗用車にはねられ、意識不明となった。事故の目撃者が救急車を要請しAを病院へ搬送した。学校は警察からの通報により交通事故の発生を知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 通報を受けた教職員は速やかに管理職に報告する。
- 通報に基づき、当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認する。
 - ※事故現場からの通報を受けた場合は、教職員が生徒名簿をもって事故現場に向かい当該生徒の氏名等の確認を行う。
 - ※救急車が到着していない場合には、事故現場に到着した教職員は、応急手当を行う。

保護者への対応

- 通報に基づき、保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先を正確に連絡する。
- 校長または副校長、担任等は速やかに当該生徒を見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明するとともに、誠意を持って対応する。
 - ※事故現場で生徒氏名等を確認した場合、速やかに事故現場から保護者に連絡をする。

関係機関との連携

- 病院…負傷者の状況の把握を行う。
- 警察…事故の発生状況等について情報収集を行う。
 - ※消防…事故現場に救急車が到着した場合は、隊員の指示により教職員が同乗する。

教育委員会への報告

- 事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- 事故にかかわる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を教育委員会に報告する。

他の生徒等への対応

- 事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- 全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する。
- 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

未然防止策

- 通学路安全マップの見直しや定期的な通学路の点検を実施するなど、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- 日ごろから工事箇所や危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、歩道整備等を北上市に要望するなど通学路の安全確保に向け、関係機関等に改善を働きかける。
- 交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方等について理解させるなど、交通安全教育の充実に努める。

事例3 授業中（体育）の事故

1年生の体育の授業（陸上競技）において、長距離走として1500m走の測定を実施した。準備運動後、一斉にスタートしたが、800mほど走ったところで生徒Bが突然倒れ、担当教諭が駆けつけた時には、顔面蒼白で意識はなく、呼吸及び脈拍もない状態であった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 担当教諭は、意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車到着まで心肺蘇生（AED使用を含む）や応急手当等を行う。
- 他の教職員（生徒）に保健室への連絡を指示する。
 - （保健室→救急車要請、校長または副校長への報告、教職員の応援、AEDの準備）
- 事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- 校長または副校長は、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教諭の対応について指示する。

□緊急の職員会議を開き、事故の状況や対応についての共通理解を図る。

保護者への対応

- 担任（学年主任）から保護者へ事故の発生を連絡する。（生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等）
- 校長または副校長及び担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明する。
- 改めて事故の概要等を保護者へ説明する際は誠意ある対応に努める。
- 事故の原因や状況、今後の対応策を全校生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会への報告

- 事故の概要等について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- 日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

体育授業における事故防止

- 生徒の健康診断（メディカルチェック）や、当日の生徒の体調を適切に把握する。
- 生徒に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導する。
- 教師の観察だけでなく、生徒自身に準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。
- 担当教諭は授業前に、活動場所や用具等の安全点検を実施する。

長距離走における事故防止のポイント

- 長距離走は、気温や健康状態によって心臓への負担が大きくなるため、実施時期や配当時数、授業時間帯など無理のない計画を立てることが大切である。
- 長距離走を実施するに当たっては、必要に応じ、学校医による臨時の健康診断を実施する。また、日常の健康観察記録や心臓検診の結果、既往症の状況等を参考にしたり、当日の健康状態を確認したりすることが必要である。さらに、主治医が作成する生活管理表がある場合は、これに基づく運動制限等を確実に行う必要がある。

事故発生時に備えた学校体制の確立

- 心臓停止にかかわる事故対応は一刻を争うため、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸などの心肺蘇生の救命処置を適切に行うなど、初期の救急対応が最も重要である。そのため、心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）等の応急手当についての講習会を定期的の実施し、教職員の対応能力を高めておくことが必要である。
- AEDや血圧計、保温用毛布などは適切に使用できるようにしておく。

事故防止のチェックポイント例

- 運動量、休憩等の配慮はなされているか。
- 所要時間、季節、天候、急激な変化への対応はできているか。
- 日常における健康観察は十分に行われているか。
- 健康診断の結果をもとに、要観察、要注意などの管理を要する生徒の参加を十分に検討し、対応について理解しているか。
- 健康相談を実施し、配慮の必要な生徒に対して参加の可否や、見学、軽減等の対応をしているか。（生活管理表の制限事項を確認しているか。）
- 保護者からの連絡事項を把握しているか。

事例4 部活動中の事故

野球部の打撃練習中、部員Aの打った打球が、サードを守っていた部員Bの前でイレギュラーして、顔面を直撃し、Bはその場に倒れた。他の部員が職員会議中の顧問教諭に報告に来た。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 報告を受けた顧問教諭は、校長または副校長に報告するとともに、直ちに事故現場に向かい、状況を把握し、必要により応急手当を行う。
- 当該生徒の状況により、直ちに救急車を要請する。
- 報告を受けた校長または副校長は、養護教諭、顧問教諭、担任等関係教諭の対応について指示する。
- 緊急に臨時の職員会議を開き、事故の状況やその後の処置、生徒への指導や外部との対応等について共通理解を図る。

保護者への対応

- 担任（学年主任）から保護者へ事故の発生を連絡する。（生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等）
- 救急車を要請した場合は、校長または副校長及び担任、顧問教諭は速やかに搬送先の病院に駆けつけ、保護者に状

況を説明するなど、誠意をもって対応する。

教育委員会への報告

□事故の概要等について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

□日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

□混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生時に備えた学校体制の確立

□救急体制、応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制等について、教職員の研修を深め、事故発生時の対応能力の向上を図る。

□心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）等の応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。

□部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動ごとの救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。

安全の再点検

□校内における体育施設・設備の安全及び活動場所の整備等について総点検するとともに、安全点検の実施要領を作成し、計画的に安全点検を実施する。

□点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

生徒に対する安全教育の充実

□各運動部において、想定される具体的な事故例に基づく安全指導を徹底する。

□部活動に加入している生徒はもとより、全校生徒に対して日常生活の中で安全を確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

重大事故（死亡事故等）の場合

■全校集会を開き、事故の状況等について説明し、生徒の動揺を防ぐとともに、安全への配慮を促す。

■部活動に加入している生徒の集会や学級指導・学年集会等において安全指導の徹底を図る。

■PTA役員会等を開催し、事故や処理等の状況について説明を行い、保護者からの理解と協力を得る。

Ⅵ 学校での火災・地震等

学校での火災・地震への対応は、消防計画・安全計画に基づいて、迅速かつ安全に行う。

1 火災発生

(1) 初期対応

- ア 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室に報告する。
- イ 消防計画によって定められている職員行動分担を原則に、消火及び避難行動にあたる。
 - ①教職員（通報連絡）は、校長の指示のもと、非常警報並びに119番通報、校内放送等により避難指示を行う。
 - ②教職員（消火）は現場に急行し、初期消火にあたる。
 - ③教職員（避難誘導）は生徒に対し簡潔に状況を説明、落ち着いて避難するよう指示をして所定の避難場所（校庭）に避難誘導する。
 - ④教職員（救護）は、負傷者等の救護、緊急医薬品の搬出管理を行う。
 - ⑤教職員（搬出）は、公簿関係等重要書類の搬出を行う。
 - ⑥教職員（巡視）は、校舎内外の巡視、戸締まり等を行う。
- ウ 校長または副校長は全体指揮並びに関係機関に通報し併せて必要な指示を受ける。

(2) 避難後の対応

- ア 教職員は、避難場所に移動、人員確認を行う。
- イ 負傷者の有無を確認し、応急救護を行う。
- ウ 消防・警察が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- エ 生徒の避難、安全確認後、保護者に連絡し、速やかに直接引き渡す。
- オ 校長または副校長は、火災発生の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に把握し整理した上で、記録しておく。
- カ 校長は、火災終息を待たず、人的・物的な被害状況等について教育委員会に随時報告する。
- キ 校長は、火災終息後、事故の概要を取りまとめ、速やかに文書で教育委員会に報告する。（財産事故報告・学校事故報告）

2 地震発生（大規模想定）

- (1) 状況把握（勤務時間外参集 震度5弱→校長・副校長・校務技能員 震度5強→各主任
震度6→全職員）

- ア 生徒の人的被害（安否）を確認する。
- イ 施設・設備・通信手段の被害状況を確認する。
- ウ 学校周辺の被害状況及び避難場所の状況を確認する。

(2) 救急（応急）措置

- ア 防災体制を速やかに整え、救護活動と安全で的確な避難誘導にあたる。
詳細は「火災発生」(1) 初期対応の項と同じ
- イ 発火物の現状を確認し、適切な処置を行う。（ガス、電気）
- ウ 通信手段の確保を図る。

(3) 関係機関との連携

- ア 警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。
- イ 地域の駐在所、消防分署との連絡体制の確保を図る。

(4) 情報の収集と一元化（報道機関等への対応）

- ア 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- イ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- ウ 報道機関等外部への情報提供には、校長または副校長があたる。

(5) 保護者及び教育委員会への連絡・報告

- ア 生徒の保護者へ速やかに連絡する。
- イ 生徒の避難、安全確認後、保護者に連絡し、速やかに直接引き渡す。
- ウ 校長は、人的・物的な被害状況等について教育委員会に随時報告する。
震度4以上は必ず報告、震度3以下は被害があった場合に報告のこと。
- エ 校長は、地震終息後、事故の概要を取りまとめ、速やかに文書で教育委員会に報告する。（財産事故報告・学校事故報告）

3 登下校時における自然災害等への安全確保について

- (1) 普通登校が難しい、または困難であると考えられる場合

- ア 気象情報等により、前日に、翌日の対応について校長・副校長・生徒指導主事等で協議の場を設ける。「登校を遅らせる、または休校する」等、通常と異なる対応が必要と判断した場合は、全職員及び保護者にその日のうちに連絡をする。（有線広報及び学級連絡網を利用）

イ 当日の朝に判断が求められる場合は、校長・副校長・生徒指導主事等において、午前6時30分前に協議する。「登校を遅らせる、または休校する」等、通常と異なる対応が必要と判断した場合は、全職員及び保護者に速やかに連絡をする。(学級連絡網を利用)

※ 停電で電話が不通の場合は、①生徒昇降口 ②藤根地区交流センター ③岩崎地区交流センターの3カ所に模造紙に連絡事項を記入し、掲示して保護者に知らせる。

ウ 地域によっては、保護者の判断によって「登校を遅らせる、または欠席する」こともあり得る。その場合は必ず学校まで連絡することとし、出席簿等について必要な措置を講じる。

エ 学級担任及び学年職員は、生徒の状況等を生徒登校後速やかに把握し、副校長に報告する。

オ 校長または副校長は、生徒や職員の状況、施設・設備の状況、学区内及び通学経路の状況を把握し、教育委員会に報告する。

(2) 普通下校が難しい、または困難であると考えられる場合。

ア 校長・副校長・生徒指導主事等で協議し、「下校を早める、または遅らせる」等の判断を行う。その場合、「保護者等に迎えを要請する」「教職員が送っていく」等の措置を検討する。

イ 地域によっては、保護者の判断で「生徒を迎えに来て一緒に下校する」こともあり得る。その場合は保護者の意向を確認し、直接保護者に引き渡すとともに、後日、出席簿等必要な措置を講じることとする。

事例5 台風、暴風雪(雪害)

台風の影響で昼前から徐々に風雨が強まり、午後に入って予想以上の風と集中豪雨になった。学校の周囲では至る所で街路樹が倒れ、道路の一部が冠水している。

1 発生時の対応ポイント

状況把握(初期対応)

- テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- 学校内外の安全状況を確認し、危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓側から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるなど、生徒の安全確保に努めるよう全教員に指示する。また、必要に応じ体育館などの安全な場所に避難させる。
- 学校周辺の状況を常時監視するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、生徒の通学経路の状況を把握する。
- 必要に応じ近隣校と情報交換を行う。
※ 始業前に生徒の安全が脅かされることが明らかな場合は、臨時休業等の措置を講ずる。

下校・待機の判断

- 下校させる場合は、保護者に連絡の上、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講ずる。また、保護者が不在の場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、学校に待機させる。
- 学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校可能になった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。

教育委員会への報告

- 事故が発生した場合は、その概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 防災対策のポイント

事前の対応策

- 日ごろから、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
- 学区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。
- 日ごろから、教職員が分担して通学路等を巡回し、河川・用水路・側溝・水田、崖、坂道などの危険箇所の状況を把握するとともに、必要に応じ教育委員会を通じて市町村の土木課等へ通報し、安全確保の措置を講ずるよう要望する。
- 災害発生時に迅速に対応できるよう情報の収集手段(テレビ、ラジオ、インターネット等)や問い合わせ先を確認しておく。

安全指導の徹底

- 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- 防災の専門家を招へいた講演会を行ったり、関係機関等と連携した防災訓練を行ったり、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行ったりするなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- 集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網のシミュレーションの実施など、生徒や保護者が緊急時における安全について理解し、安全な行動を取ることができる指導を充実させる。

Ⅶ 保健・衛生に関する事項

保健・衛生に関する事項については、過去の事例等から想定される事項を洗い出し、日常における未然防止のための対応を十分行うとともに、事故発生の場合は、速やかに適切な対応を行う必要がある。

1 熱中症

(1) 未然防止

- ア 学級担任・教科担任・部活動顧問は観察により生徒の体調把握に努める。
- イ 水分（塩分）補給・栄養補給や休養など、体調管理について指導を行う。
- ウ 環境省の示す暑さ指数を参照して、危険が予想される場合は以下の措置をとる。
 - ①「厳重警戒」「警戒」の場合は、こまめな水分補給と休養をとりながら、指導者の監督の下、十分に注意しながら活動することが可能。
 - ②「危険」の場合、原則として運動は禁止とし、部活動も停止とする。

(2) 状況把握

- ア 次のような症状が見られた場合、すぐに養護教諭に連絡し処置をする。
 - ①めまいや立ちくらみ、顔のほてり
 - ②筋肉痛や筋肉のけいれん、足がつる
 - ③倦怠感や吐き気、頭が重い、頭痛（体がぐったりし、力が入りにくい状態）
 - ④汗のかき方がおかしい（何度拭いても汗が出る、もしくはまったく汗が出ない状態）
 - ⑤体温が高く皮膚が赤く乾いている
 - ⑥呼びかけに反応しない、おかしい返答をする
 - ⑦まっすぐ歩けない
 - ⑧自分で動けない、水分補給ができない
- ※⑥～⑧については即座に救急車を要請する。

(3) 救急（応急）措置

- ア 木陰など風通しのいい涼しい場所へ移動させる。
- イ 衣服を脱がし、体を冷やして体温を下げる。氷を利用したり、身体に水をかけうちわ等であおぐことも有効。
- ウ 塩分や水分を補給させる。

(4) 事後の指導

- ア 環境や対応に不備がなかったか検証し、改善する。
- イ 再発防止のために、事前の指導・対応を確実に行う。

2 感染症

(1) 状況把握

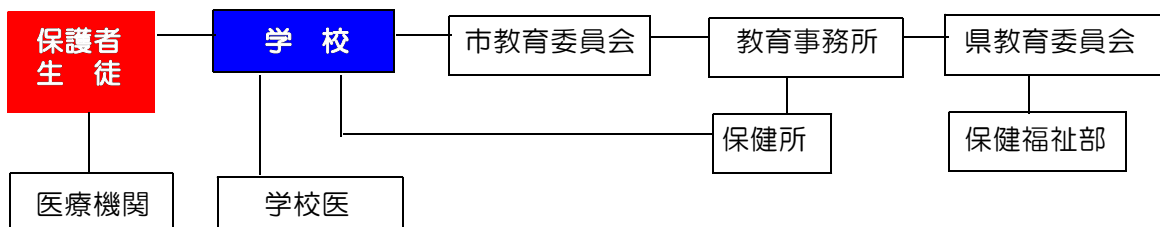
- ア 学級担任は、日常の健康観察等により、生徒の欠席状況や罹患状況を把握し、必要に応じて、校長または副校長に報告する。
- イ 養護教諭は、健康観察の結果、保健室での健康相談及び応急手当等の結果により、何らかの感染症の発生が疑われる場合は、直ちに校長または副校長に報告する。
- ウ 校長または副校長は、学級担任または養護教諭に、生徒の欠席状況や罹患状況等についてより詳細な情報収集を指示するとともに、地域内における感染症の発生・流行状況の把握に努める。

(2) 救急（応急）措置

- ア 罹患した生徒及びその疑いがある生徒には、保護者に連絡し、家庭での安静及び医療機関において適切な治療が受けられるように指導する。
- イ 校長または副校長は、欠席率が通常より著しく高くなった場合、また罹患者が急激に多くなった場合はより詳細な状況（学級・学年・学校全体・地域全域の流行状況）を把握し、学校医の指導を得て、時機を失することなく出席停止、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

- ア 校長または副校長は、学校医、教育委員会との連携、情報交換に努める。



- (4) 情報の一元化（報道機関等への対応）
 - ア 窓口を校長または副校長とし、混乱を避ける。
- (5) 終息後の対応
 - ア 校長または副校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理、保健指導を行う。
 - イ 事後措置の報告を教育委員会に行う。
- (6) 予防措置
 - ア うがいや手洗い等の励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
 - イ 感染症予防についての保健指導を徹底する。
 - ウ 生徒の日常の健康保持・増進対策を行う。

3 食中毒

- (1) 状況把握
 - ア 学級担任は、生徒の欠席状況や異常の有無などの状況を把握し、校長または副校長に報告する。
 - イ 養護教諭は、保健室での健康相談及び応急手当等の結果により、何らかの異常を知見した場合は、直ちに校長または副校長に報告する。
 - ウ 校長または副校長は、学級担任または養護教諭に、生徒の欠席状況や異常の有無等についてより詳細な情報収集を指示するとともに、必要に応じて、学校医、保健所、医療機関等に情報提供を求め状況の把握に努める。
- (2) 救急（応急）措置
 - ア 校長または副校長は、生徒の健康状態に応じ、学校運営に関わる何らかの措置を講じる。（出席停止、臨時休業）
 - イ 校長または副校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
 - ウ 校長または副校長は、原因と思われる全ての食品の廃棄禁止、生徒の嘔吐物等の保存措置を関係職員に指示する。
- (3) 関係機関との連携
 - ア 校長または副校長は、速やかに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、保健所に連絡する。
 - イ 校長または副校長は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
 - ウ 校長または副校長は、保健所の指示に従い、検査や調査に全面的に協力し、立ち入り検査等にも的確に対応する。
 - エ 校長または副校長は、速やかに教育委員会に報告し、その後も状況の変化に応じて随時続報を入れる。
 - オ 保護者に対してはPTA役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、必要な調査への協力を依頼する。
- (4) 情報の一元化
 - ア 窓口を校長または副校長とし、混乱を避ける。
 - イ 職員の役割分担を明確にし、生徒の健康状況の把握、関係機関からの情報収集等情報の整理と集約に努める。
- (5) 終息後の対応
 - ア 食中毒の発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因の除去、再発防止に努める。
 - イ 校長または副校長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して事故報告書を作成、教育委員会に提出する。併せて事後措置の経過について報告する。
 - ウ 重い症状を示した生徒については、治療後の登校に際して健康状況をきめ細かく注意する必要がある。
 - エ 生徒に対して、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等、健康管理に対する指導を行う。
- (6) 予防措置
 - ア 手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
 - イ 食中毒予防についての保健指導を徹底する。
 - ウ 生徒の日常の健康保持・増進対策を行う。

事例6 伝染病の発生（結核）

生徒Aは、10月上旬から咳や痰などのかぜ症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ、結核と診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

関係機関との連携

- 学校医との連携の下に、所轄の保健所に通報し、対応について協議する。
- 保健所が設置する「対策委員会」に加わるとともに、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。
- 学校は結核と診断された生徒以外の生徒や教職員の定期健康診断結果等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

教育委員会への報告

- 生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、市町村教育委員会に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
- 結核と診断された生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように指導の充実を図る。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。
- 結核と診断された生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- すべての生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関への受診指導結果の把握等に努める。
- 保健学習や保健指導において、結核に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、生徒への予防教育の徹底を図る。
- 家庭に対しては、生徒の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- 地域における発生や流行状況等の実態を把握する。
- 教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、有症状時には早期に受診をする。

事例7 学校給食による食中毒

授業中や休み時間に、複数の生徒が嘔吐や下痢、発熱などの症状を訴え、早退した。その後、症状を訴えた生徒の保護者から、「診察した医師によると、食中毒の疑いが考えられる。」との連絡を受けた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 欠席者や早退者などが全学年にわたる状況の時、学校給食による食中毒の可能性を想定し、直ちに西部給食センターに連絡、生徒の状況を伝えるとともに、過去10日間の生徒の欠席状況及びその理由、健康記録を把握する。また、近隣校の状況についても把握する。
- 生徒の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。
- 学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。
- 感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間内に食物を扱った実習や行事等について把握する。

保護者への対応

- 入院や欠席等をしている生徒に対して、学級担任等が病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- 症状のある生徒の保護者に対して、速やかに医療機関で受診し、結果を学校に報告するよう依頼する。
- PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- すべての保護者に対して、保護者説明会等で状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識と二次感染予防について周知する文書を配布し、不安解消に務める。

生徒及び保護者への対応

- 全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。
- 罹患した生徒に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な生徒にはカウンセリング等を行うとともに、いじめなどにあわないよう配慮する。

関係機関との連携

- 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、有症者への処置の方法などについて指示を受け、対応する。
- 保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

教育委員会への報告

- 事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- 関係機関の原因究明に協力し、原因の除去、再発防止に努める。

未然防止策

- 給食指導担当教諭や養護教諭等が衛生管理にかかわる知識等を身に付けるため、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図るよう促す。
- 施設整備の状況を把握し、衛生管理上問題点があれば、教育委員会に報告するとともに、各学級に使い捨ての手袋を常備するなど、日ごろから衛生管理の徹底を図るとともに、二次感染の防止に努める。
- 対策委員会の設置の必要性等について協議し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって対応する体制づくりに努める。

事例8 学校給食への異物混入

給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある生徒がパンの中に縫い針が入っていたと担任に報告した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- 担任は、生徒の負傷の有無を確認し、学級の生徒に対して、給食を食べないように指示するとともに、校長または副校長へ状況を報告する。
- 直ちに校内放送等を使い、生徒・教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。

状況の把握

- 異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。
- パンの搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。
- 給食担当教諭、養護教諭に、食品の検収の状況を確認するよう指示する。
- 早急に西部給食センターに事故の概要を報告するとともに、今後の対応策について協議し、共通理解を図る。
- 故意に混入したことも考えられることから、当日の来校者を確認するとともに、生徒の動き等について調査する。
- 生徒の健康状態や対応などについて正確に記録しておく。

保護者への対応

- 保護者説明会等を設け、異物混入の概要や対応、予防策等についてわかりやすく説明するとともに文書を配布し、不安解消に努める。

生徒への対応

- 異物混入の原因究明にあたる。また、学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食を再開する。
- 全校集会などを通じて、生徒の事故の概要を説明し、不安解消に努めるとともに、食べ物に異物が混入されることは、人命にかかわることであり、絶対にあってはならないことを指導する。

関係機関との連携

- 校長または副校長は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。
※混入した物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。

教育委員会への報告

- 事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。また、翌日以降の給食の中止や献立変更について対応策を協議する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- 学校給食の安全管理のための担当者を明確にするとともに、食品の検収を確実に実施し、管理体制を整える。
- 生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

Ⅷ 生徒指導に関わる事項

生徒相互の人間関係に関わる問題、生徒個々の内面や行動に関わる問題、パソコンの普及に関わる情報モラルの問題等、生徒指導・生活指導に関わる危機が増大している。個々の事例はその原因、遠因（発生の背景等）、対応策、未然予防策等、多岐にわたっており、それぞれの状況に応じたきめ細かい対応が求められる。

事例９ いじめ

いじめに関しては『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』に従って対応を進める。

事例１０ インターネット上の誹謗中傷

生徒Aは、学校内でも多くの生徒が閲覧しているインターネット上の電子掲示板に、自分の悪口が書き込まれているのを見付け、担任に相談した。

１ 発生時の対応ポイント

状況の把握・初期対応

- 事件化を考えるより、まず、書き込みの削除を最優先に対応する。
- 担任は、当該生徒から詳細を聞き取るとともに、電子掲示板を開いて書き込みの内容やURLを確認する。その際、必ず書き込み内容とログをプリントアウトしておく。
- 詳細を聞き取る際には、当該生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを図るようにする。
- 校長または副校長は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、書き込みの削除及び全生徒に対する指導の校内体制を確立する。

電子掲示板への対応

- 当該生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、プロバイダ・サービス提供会社、掲示板管理者に早期に電子掲示板からの削除を依頼する。

２ 今後の対応策（未然防止策）のポイント

全校生徒への指導

- 電子掲示板への書き込みは、被害生徒と同じ学校の生徒によることが多いことから、インターネット上の電子掲示板の利用に関するマナー向上の意識を高めるよう、全体への指導を行う。
- 電子掲示板への誹謗中傷を見つけ、困った時は、直ちに保護者や教職員に相談するよう指導する。
- 電子掲示板に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為は、書き込まれた者が精神的なショックを受けることはもとより、その内容によっては、名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になることを指導する。

地域社会との連携

- 生徒を違法・有害情報等から守るため、保護者や地域住民、関係機関等と連携した「インターネットの巡回」体制を構築し、トラブルの多い電子掲示板や有害サイトの確認を定期的に行う。

保護者に対する啓発

- 保護者に対し、次の内容について学校だよりや懇談会等を利用して啓発する。

○インターネットについての知識を得たり、その危険性を理解したりする。
○保護者の目の届く範囲でパソコンを使用させるなど、家族でインターネットや携帯電話の利用のルールを作るようにする。
○パソコンや携帯電話のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続させないようにする。

事例１１ 万引き

生徒Aが大型量販店のCDコーナーで２枚のCDを万引きしたところ、店員に見つかり、警察に通報・補導された。警察から、保護者と連絡がとれないということで、学校に連絡があった。

１ 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 連絡を受けた教職員は名簿で当該生徒を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。
- 確認の後、速やかに校長または副校長に報告する。
- 教職員を警察に派遣し、状況の詳細な把握に努める。
- 校長または副校長は、担任、学年主任、生徒指導部長等、関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。

保護者への対応

- 保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者とともに警察に向かう。
- 店に謝罪していない場合には謝罪するよう助言する。
※保護者と連絡がとれない場合は、学校が当該生徒を引き取り、保護者と連絡がつくまで学校で保護する。

関係機関との連携

- 警察との連携が必要な場合は、校長または副校長の指示の下、生徒指導部長が中心になって行う。

教育委員会への報告

- 事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長があたり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- 万引きは犯罪であることを当該生徒に自覚させる。
- 保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、親子ともに犯罪を犯したということの重大性を認識させるとともに、再犯防止のため、親が子を厳しく叱責するよう助言する。
- 発覚した件以外に余罪がないか確認をする。
- 行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等について共に考える態度を示す。
- 担任は、声かけなどにより当該生徒の心のケアを図るとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーや専門家との連携を図る。

未然防止策

- 事故の記録をもとに、原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- 万引きは心が不安定な時に起こることが多いため、生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日ごろから生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。
- 道徳はもとより、教育活動全体を通して、善悪の判断ができる指導を行う。
- 生徒の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達段階に応じた生徒との関わり方についての情報を提供し、学校と家庭が協力して指導できるように努める。
- 保護者や商店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行うなど、学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

集団での万引き事故の場合の留意点

- 万引きに関与した生徒全員から個別に事情聴取するとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場を持つようにする。
- 隣接する学校の児童生徒による万引きに本校の生徒が関わっていることも考えられることから、他校での事件が発覚した際には、学校間の連携を密にして情報を収集する。

事例１２ 校内での盗難

１年生の生徒Ａが、教室に置いていた私物が盗まれたと訴えてきた。状況から判断して盗んだのは本校生徒の可能性が極めて高いと思われる。

１ 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 被害生徒の心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について被害生徒から事実確認を行うとともに、可能な限り、他の生徒などから情報を収集する。

指導方針の決定

- 被害生徒に対するいじめなどはなかったかなど、盗難の背景を分析する。
- 警察に連絡することを原則として、被害状況、保護者の意見を踏まえ判断する。
- 盗んだ生徒を特定しようとする場合は、当該生徒への指導の機会を得るために行うものであることを念頭において行う。

教育委員会への報告

- 事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

盗んだと考えられる生徒への事情聴取

- 状況に応じて盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配慮する。

盗んだ生徒を特定した場合の指導

- 行為に至った背景等について共感的に聞き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら、指導する。

被害生徒への指導

- 共感的にかかわるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。
- 盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。

学級または学年全体の生徒への指導

- 被害の程度等により、学級または学年全体に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

保護者への対応

- 〔被害生徒の保護者〕
 - 学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。
 - 警察への被害届の提出については、保護者の意向を尊重する。
- 〔盗んだ生徒の保護者〕
 - 事実を伝え、謝罪等、今後の対応について保護者と協議する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- 学級指導を通じて全生徒に対し、盗みは犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- 貴重品の管理や不必要な金品を学校に持ち込まないよう、生徒に注意するとともに、授業中や部活動中などは、貴重品を職員室に預けるなどの予防策を講じる。

保護者との連携

- 学級通信・学年通信や学級懇談会等で、情報を提供し、学校の現状や指導方針について理解を得る。
- 保護者に生徒の持ち物への関心をもつよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持たせないよう依頼する。

事例 1 3 生徒の心の健康問題

2年生の生徒Aは、最近ちょっとしたことでかっとなったり、急に暗い表情を浮かべたりするなど感情の起伏が激しくなるとともに、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 担任や養護教諭は、当該生徒の身体症状や気分の変化、行動面などの心身の健康観察を継続して行う。
- 養護教諭は当該生徒への健康相談活動を通して、器質性疾患の有無や心理的な要因・背景を見極めるとともに、医療機関等への照会を行うなどして、対応を検討する。
- 担任は、関係教職員や友人から、当該生徒の学習状況や家庭環境、友人関係などの情報収集を行う。
- 情報収集にあたっては、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように、他の生徒に対する指導を行う。
- 校長または副校長は、担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、当該生徒の支援に向けた校内体制を確立する。
 - ※ 自傷行為や摂食障害を疑わせる身体の異常（手首のきず、吐きだこなど）が見られる場合には、早急に専門医に受診させることが必要。

関係機関との連携

- 保護者や学校医等との連携の下、当該生徒の抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す。
- 受診後は保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、当該生徒への相談・支援を継続する。

保護者への対応

- 当該生徒の支援のあり方についての共通理解を図る。
- 家庭における当該生徒の様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。
- 当該生徒の心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちが安定するよう、保護者に対する支援を行う。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- 日ごろから、生徒との信頼関係を確立し、何でも相談できる体制づくりを行う。
- すべての教職員が生徒の心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、日常の健康観察の徹底を図り、生徒の心の健康問題の早期発見、早期対応に努める。
- 保健学習や保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対処の仕方などについて指導し、生徒への予防教育を行う。

□家庭に対しては、生徒の心身の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。

生徒の心の健康“見方、とらえ方”－１０項目のチェック－

- ３週間以上続いている頭痛・腹痛・その他の身体症状がある。
- 一人でいることが多く、話しかけると直ぐ涙ぐむ。
- 言葉数が少なくなり、やる気がなくふさぎ込んでいる。
- 落ち着きがなく、注意力もなく、直ぐにカッとなる。
- ささいなことで荒れ、弱い者いじめをする。
- 頻繁に手を洗う。
- 目をパチパチさせたり、口をモグモグさせたり、頭を振ったりする。
- 母親や女性教員に甘える言動が多い。
- 学校の成績が下がり、言葉づかい、身なりなどが変わった。
- 反抗的で、社会のルールから外れた言動が目立つ。（「養護教諭が行う健康相談活動の進め方」より）

Ⅸ 職員及び学校の管理に関わる事項

事例１４ 苦情等への対応（保護者等からの苦情）

生徒Ａは、長期に欠席するようになった。担任が家庭訪問をしてＡからその理由を聞いたところ、同級生との人間関係のトラブルでストレスが生じたとのことであった。しばらく経って、Ａの父親が学校を訪れ、Ａが休むようになったのは、担任の適切な指導が欠如していたためであるとして、校長に対し謝罪と通院費用を執拗に要求してきた。

１ 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 当該生徒の状況に関する情報収集を行う。特に、いじめの有無について事実関係を確認する。
- 当該生徒の状況やこれまでの担任の対応、学校の指導体制について整理する。
※いわゆる５Ｗ１Ｈ（誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたのか、なぜそうしたのか）の観点で整理することが重要である。情報の整理をいつ、誰が行ったかも記録しておく。

保護者への対応

- 保護者の抗議内容を具体的に把握する。
- 話し合いには可能な限り複数の教職員で対応し、内容を記録しておく。
- 相手方の理解を得たうえで、会話内容を録音することが望ましい（発言内容が明確になる。冷静に話し合える効果が期待できる）。
- 返答は明確に行い、別の解釈ができるようなあいまいな言い方はしない。
- 保護者との話し合いによる解決を急ぐあまり、原因究明が不十分なまま、安易に謝罪しない。特に、文書による謝罪は、原因等が明らかになり、学校に非があると判断するまで決して行わない。
- 担任の指導など学校側の対応に不適切な点がないことが既に判っている場合は、そのことを説明する。
- 保護者の要求が理不尽であることが明らかな場合には、明確に拒絶する。

関係機関との連携

- 保護者の了解を得て、当該生徒が通院している病院から、当該生徒の状況等の情報を収集する。
- スクールカウンセラーや相談機関への相談を行う。
※保護者による暴行・脅迫等犯罪行為が行われたり、その懸念がある場合は、警察への通報・協力要請を行い、学校のみで問題を抱え込まない。

教育委員会への報告

- 解決が長引く場合は、事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

２ 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明

- 長期欠席となった原因の究明と担任をはじめとした学校側の対応を検証する。
- 原因究明の際には複数の要因が重なっていないか疑ってみる（いじめの事実はないか、教職員の指導方法に問題はないかなど）。
- 原因が主に当該生徒の心の問題であることが判明した場合、そのことを保護者に適切に伝えた上で、学校側として考えている対応策について保護者と協議する。

未然防止策

- 生徒が精神的に不安定になるなど長期欠席の原因となりそうな兆候をできる限り早期に発見し、適切に対処する。

□できる限り、早い段階で保護者との意思疎通を図り、保護者の不安を和らげるようにする。

執拗な要求の場合の留意点

- 保護者からの苦情や要求に誠意をもって耳を傾けることは基本的な姿勢であるが、長時間学校に居座って執拗に理不尽な要求を繰り返す場合には、毅然とした対応も必要となる。
- 学校だけでは対応できないような悪質なケースは、早期に教育委員会に報告するとともに、場合によっては警察への協力要請を行う。

事例15 苦情等への対応（威力業務妨害者等への対応）

学校に突然、男性が訪れ、強圧的な態度で学校の対応等に対し、事実無根と思われるようなクレーム等をつけ、対応した教職員は暴力的な脅威を感じた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

□怯えず、慌てず、ゆっくりと、丁寧に、相手方の氏名・所属団体、来校の目的等を確認する。

（対応例）

「失礼ですが、どちら様でしょうか。」

「どなたにご用でしょうか。」

「どのようなご用件でしょうか。」

□可能な限り、有利な場所で、複数で対応する。

（対応例）

「今、〇〇に伝えてまいりますので、少々お待ちください。」

「お話は別室でお伺いしますので、少々お待ちください。」

□結論等を求められても、解決を急がない（特に、一時しのぎの妥協はしない）。

（対応例）

「事実関係を確認しましてから、後日、ご連絡を差し上げます。」

「教育委員会にも報告をして、後日、ご連絡を差し上げます。」

□対応状況を記録し（面談の内容は、可能な限り詳細なメモを取る。）、直ちに校長または副校長に報告する。

※指示に従わず不法に入室等を行った者への対応

□生徒及び教職員等に危害が加えられないよう十分に注意し、退室等を促すなど指示に従うよう最善の努力を払う。

□最善の努力をしても従わない場合は、警察に通報し対応を依頼する。

教育委員会への報告

□事故の概要について、速やかに市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 未然防止策のポイント

対応策の検討

□日ごろから来校者に対する入校許可の対応を徹底しておく（氏名・目的等の記載、入校許可書等の発行など）。

□不審者が入校した際の生徒、教職員への緊急連絡方法を事前に周知する（校内放送の利用等）。

事例16 生徒等の個人情報の流出

生徒の成績一覧表がインターネット上に出ていると外部から通報があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

□通報者から、確認のため、インターネット上で当該情報を見付けた場所（ホームページ、掲示板、ブログ等のURL）や発見した日時等を聞き取る（できれば相手方の連絡先も教えてもらう）。

□校長または副校長に報告し、学校全体として対応する。

□校内のパソコンからインターネットに流出した可能性がある場合は、即時にインターネットの接続を切断するとともに、ウィルス対策ソフトによりウィルスチェックを行う。なお、校内LAN等のネットワークに接続していた場合には、当該ネットワークに接続した全パソコンについて同様の措置を行う。

※生徒の個人情報が入った電子媒体等の盗難や紛失の場合は、その発生状況や記録されていた個人情報の内容等をできるだけ詳細に把握するよう努める。また、インターネットへの流出の場合は、流出した情報の内容、作成者及び流出の原因を究明するとともに、他に流出した情報がないか調べる。

関係機関との連携

□インターネット上の掲載場所の管理者に当該記事の削除を依頼する。

- 学校のインターネットに接続しているパソコンが、ウィルスに感染した疑いがある場合は、感染の拡大を防止するため、早急に市教育委員会担当者に連絡し、その指示を受ける。
※生徒の個人情報が入った電子媒体等の盗難や紛失が疑われる場合は、警察に相談する。
教育委員会への報告・報道対応
- 事故の概要を教育委員会に報告し、今後の対応について指導・助言を受ける。
- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は校長または副校長が当たり、窓口を一本化する。
生徒・保護者への対応
- 流出した情報が公開されたり、悪用されたりすることも想定されることから、早急に生徒や保護者への状況説明の場を設定する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- 個人情報が記録されたものは、紙等に記載されたものもUSBメモリー、CD-R等の電子データも職員室内に保管場所を定め、外部に持ち出さない。やむを得ず持ち出さなければならない場合は、校長または副校長の許可を得るなど保管・管理を徹底する。
- 個人情報を取り扱うパソコンには、起動時のパスワードを設定する。
- ウィルス対策ソフトを導入するとともに、常に最新のウィルス定義ファイルに更新しておく。
- 個人情報データについては、暗号化又はパスワードの設定をしておく。
- また、私用のパソコンで個人情報を取り扱う場合は、特に次のことにも注意する。

- インターネット等に接続されたパソコンのハードディスクに個人情報を保存しない。
- ファイル交換ソフト（WinnyやShareなど）がインストールされたパソコンでは、個人情報を取り扱わない。

事例17 教職員のメンタルヘルス

教諭Aは、職務内容や職場の人間関係づくりの難しさを感じて、不安や焦り等から熟睡できない日が続くとともに、頭痛や嘔吐により出勤が困難となったため、治療・療養が必要となった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- こころの問題は、職場で様々な「不適応状態」「何らかの変化」として現れることが多いことから、校長または副校長はその兆候を察知し、病気の疑いがあるかなどの状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、当該教諭の気持ちを聞く。
※自殺をほのめかすような言動がある場合は、即座に対応する。
※病気のおそれがある場合は、専門医療機関への受診を勧める。

児童生徒・保護者への対応

- 病気療養に入った場合の生徒・保護者への説明は、当該教諭のプライバシーに配慮する。

関係機関との連携

- 医療機関（精神医学・健康相談・保健師等）への相談、メンタル関連事業の活用を図る。
- 相談機関（「共済組合本部の相談事業」、地域の公的相談窓口、カウンセラー等）の活用を図る。

教育委員会への報告

- 校長は、当該教諭の状況について、必要に応じて、市教育委員会、教育事務所主任経営指導主事等に対し、情報の提供を行う。
- 校長または副校長は、当該教諭の意志、状況に応じ、医療機関と連携し、必要とあれば、病気休暇（3ヶ月以上）の申請（医師の診断書必要）、代替え講師の申請等、遺漏無く手続きを行う。

校内体制の整備

- 当該教諭の状況により、長期の休暇等が必要となった場合、校長または副校長は、授業担当及び校務分掌等の組み替えを行う。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- 仕事の負担や職場の人間関係、家族問題などが発病時と同様の状況になることや、通院・服薬を中断することが再発要因となる場合があることから、校長または副校長は医療機関等と連携し、必要な対応を検討する。
- 健康審査会や教育委員会の指導助言を受け、校長または副校長は適切な職場復帰訓練のプログラムを作成し、本人の承諾のもと、その実施に努める。

未然防止策

- 校長または副校長は、職場の有害なストレス要因を取り除き、明るい職場づくりを進めるとともに、職場への不適応状態にある教職員を早期に発見し、適切な対応をとる。

X 報道対応

生徒又は教職員の事件や事故の場合、警察発表等を受けた報道各社の取材が殺到することがある。そのような時は誠意をもって対応し、可能な限り取材に協力するよう心がける。また、事故などの内容によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切である。事件や事故はある日突然発生することが多いので、報道対応についての危機管理体制を事前に準備しておく必要がある。

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠しているのではないかなどの誤解を生じさせないように、決して拒否的態度を取らない。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性をきちんと説明し理解を求める。（一方的に「取材に応じられません」と言っても記者は理解してくれない）。

(2) 誠意ある対応

報道を通して、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針も広く保護者や地域の人々に伝えられるため、学校と報道機関との協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報に差異が生じないよう公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は責任者（校長または副校長）が窓口となり対応する。責任者が不在の時は、その旨をきちんと説明し、必ず責任者から連絡する。

また、事故処理と報道対応に当たる教職員とを分けておくことが望ましいが、難しい場合は、教職員間でできるだけ意思の疎通を図り、報道対応の情報を共有するようにする。

(2) 報道機関への要請

取材陣が一度に殺到し現場の混乱が予想される場合は、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、取材に関し必要事項を文書等で報道機関に要請する。

- （例）☐校地内への立ち入り可能箇所に関して
☐生徒、教職員への取材の可否に関して
☐取材場所及び時間に関して
☐報道資料の提供（記者会見）の予定に関して等

(3) 取材者の確認

報道機関の取材があった際には、記者の社名・氏名・電話番号等は必ず確認し記録しておく（取材陣が一度に殺到するような場合は、受付簿を作成しておく）。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成するなどして、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意するとともに、警察等関係機関と事前に協議する。

(5) 明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に答え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことはあいまいに答えず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っていて説明したことが分かったときは、直ちに取材記者に訂正を申し出る。

(6) 市教育委員会との連携

事前に市教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど支援を要請する。

(7) 記者会見の設定

取材要請が殺到する場合は、市町村教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないことを考慮して時間や場所などを決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

「報道機関に事実を理解してもらうためのポイント」

1 基本原則

- タイミングよく責任者（校長または副校長）が事実を公表する。

2 記者発表での留意事項

- どんなことがあっても嘘をつかない（厳守）。
- 隠蔽しない（隠せば隠すほど新聞等で大きく扱われることがある）。
- 不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。
- 言い訳をしない。

- 相手（被害者）の立場に配慮する。
 - 情報の確認は「5W1H」を原則とするが、緊急時には迅速な対応が必要な場合もあり、「5W1H」がそろそろよりも一つの「What」や「現時点での情報」を優先して公表することもある。
- 3 学校内での注意事項
- 校長または副校長は事実をできるだけ広く、正確に把握しておくことが必要である。
 - 学校内での情報の迅速な共有が必要である。
- 4 その他
- 公開する情報の内容について、事前に市教育委員会とよく協議しておく。
 - 保護者等との信頼関係の構築が重要である。
（マスコミへの情報源は保護者からのものが意外と多いことに留意する）。
 - 生徒のプライバシーには十分配慮することが必要である。

XI 避難所開設に関する事項

1 北上市の避難所指定について

本校は以下の3種類の避難所に指定されている。

- (1) 水害時収容避難所
水害時は、河川の水位等を観測し、被害が発生する場所を予測して、開設される。
- (2) 震災時一時避難所
災害から一時的に避難し、安全を確保する場所（避難のために一時的に集合する場所）
- (3) 震災時第2次収容避難所
震災時、第1次収容避難所として地区交流センターが開設され、避難者が収容しきれなくなった場合、第2次収容避難所が開設される。

2 避難所としての施設の使用

- (1) 避難者収容のために必要なスペース ⇒ 体育館、柔道室、普通教室
開放の順位 ①体育館 ②被服室 ③図書室 ④柔道室 ⑤美術室
⑥各学年集会室 ⑦普通教室
※ただし、⑥⑦はやむを得ない場合の開放とする。
※理科室、視聴覚室、音楽室、技術室、PC教室は管理上の理由により開放しない。
- (2) 負傷者、病人等の看護のために必要なスペース ⇒ 保健室
- (3) 避難所運営のための管理に必要なスペース ⇒ 校長室、職員室、放送室
- (4) 炊き出し等の調理に必要なスペース ⇒ 調理室
- (5) 避難者、支援者の車両の駐車のためのスペース ⇒ 敷地内駐車場、校庭
- (6) 支援物資等保管のためのスペース ⇒ 1年集会室
※学校教育活動の再開に配慮しながら、施設を活用する。

3 避難所の運営方策

(1) 初動体制

校長をはじめ、各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画どおりに行えない場合であっても、参集できた教職員により次のような業務を行う必要がある。

- ア 校内にいる生徒等の安否確認、避難誘導
- イ 初動救命・救急措置
- ウ 避難者の受入れ、誘導
基本的には体育館渡り廊下出入口から体育館に誘導する。下足は渡り廊下にブルーシートを敷き、その上に置く。
- エ 避難者についての名簿の作成・管理
- オ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- カ 避難所への情報伝達
- キ 備蓄物資の配給

(2) 避難所運営の業務

- ア 水、食料の分配
- イ 救援物資の管理
- ウ し尿、ゴミ等の処理など衛生管理
- エ 災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握
- オ 避難者についての名簿の作成・管理
- カ 避難所内連絡及び外部からの問い合わせへの対応
- キ 避難者への情報提供

- ク 自主組織の立ち上げ指導
- ケ ボランティアの組織化
- コ 避難所の巡回（昼夜問わず）
- サ 施設・設備の点検、立入区域の設定等

4 教職員の対応

（１）生徒が在校している場合

生徒が在校中に発災した場合については、生徒の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況等を踏まえながら、校長の指揮監督の下、避難所の運営に協力するものとするが、相当数の教職員が生徒の安全確保に係る業務に従事することから、避難所運営に係る業務に対応可能な教職員数及び避難所としてのスペースが限定されたものにならざるを得ないことを考慮する必要がある。

ア 発災直後

- ・生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・学校医等の協力を得ながら、校内の負傷者及び校外から運び込まれた負傷者の救護を行う。
- ・生徒の避難終了後、速やかに被害状況を点検し、あらかじめ定めてある順位に従って、体育館等を避難所として開放する。

なお、保護者が避難してきた場合は、引渡しカードにより確認の上、生徒を引き渡す。

- ・市町村と調整の上、避難者の協力を得ながら、水、食料、毛布等の物資の分配、トイレの確保、暖房設備の整備・運転（冬期間）等を行う。この場合、校内に保護している生徒等に対する物資の分配については、原則として他の避難者と同様に取り扱う。
- ・市の災害対策本部に避難所の状況、生徒等を含めた避難者の概数、必要な救援物資の種類・数量等を適宜連絡する。

イ 市の災害対策本部による管理への移行前

- ・避難所内の自治組織を立ち上げる。このため、避難者のグループ分け、グループ代表の選出、自治組織代表者選出等を行ってもらう。
- ・自治組織を通じて避難者の名簿の作成を行う。
- ・自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と協議しながら、避難所運営の役割分担を決定し、教職員、避難者、ボランティア等が共同で所要の業務を実施する。

ウ 市の災害対策本部による管理への移行期

避難所に市の災害対策担当の職員が派遣され、当該職員が避難所運営の責任者となる時点から、教職員は学校教育活動の早期再開に専念するため、避難所運営に係る業務を市災害対策本部、避難者の自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等に順次移行する。

（２）生徒が在校していない場合

生徒が在校中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所の運営に協力することが可能であるが、教職員が学校教育活動の早期再開に向けた職務に従事することができるようになるため、校長は、避難所の運営が主として市の災害対策担当職員や避難者の自治組織等によって担われる体制を順次整えていく。

なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所運営に係る業務に対応可能な教職員数が限定されたものにならざるを得ない可能性もあることを考慮する必要がある。

XII 猛獣の発見・遭遇に関わる事項

事例18 猛獣（山林でクマを発見）

課外授業で学校近くの山林に自然観察に行ったとき、クマに関し、次のケースに遭遇した。

- (ケース1) クマの足跡やフンを発見した。
- (ケース2) 遠くにクマを発見した。
- (ケース3) 突然、クマに出遭った。
- (ケース4) クマに襲われ、けがをした。

1 危機発生時の対応

①状況把握・応急措置

担当教員は、生徒の安全確保を最優先に、生徒の精神的な動揺を静めながら、連携して対応する。

(ケース1 クマの足跡やフンを発見した場合)出遭わない工夫をする

- ・ クマに出遭わないように、鈴、笛、など音のするものを身につけ、クマに自分の存在を知らせる。(クマは、聴覚が優れている。)
- ・ クマの活動が活発な朝夕や霧がでているときの行動は避ける。(人の存在がわかりにくい。)
- ・ 時々あたりに注意を払い、クマの足跡、フンなどを発見した場合は、すぐに引き返す。

(ケース2 遠くにクマを発見した場合)接近しない

- ・ 遠くにクマを発見した場合は、あわてず、そっと立ち去る。
- ・ 大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけてクマを興奮させないようにする。

(ケース3 クマに出遭った場合)刺激しない

- ・ 子グマを見つけた場合は、親グマが近くにいるので、そっと立ち去る。(子グマを守ろうとして襲ってくる場合がある。)
- ・ クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。クマとの間に立木等の障害物をいれることができる位置に移動することで突進を防ぐことができる場合もある。
- ・ 走って逃げない。背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、厳禁である。

(ケース4 クマに襲われた場合)

- ・ 襲われて負傷した場合は、現場で可能な限り応急措置を施す。
- ・ 下山できる場合は、下山する。
- ・ 携帯電話が使用できる場合は、携帯電話により救助を要請するとともに(119番)、学校に連絡し、応援等を求める。
- ・ 負傷者が下山できず、携帯電話が使用できない場合は、教員が連携して、負傷者を保護する者と、生徒とともに下山し救助を求める者に分かれ対応する。

②学校における対応

- ・ 担当教員は、携帯電話等により、校長に状況を報告する。
- ・ 校長は、状況に応じて、応援職員の派遣等を行う。
- ・ 校長は、状況に応じて、臨時職員会議の開催を行い、生徒の登下校時の安全確保について、再確認を行い、生徒に対して、集団での登下校時の実施などを指導する。

③関係機関との連携

警察110	—	校長は、警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
消防119	—	負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。
教育委員会・市町村の担当課	—	校長は、所管する教育委員会にクマ発見の状況等について報告するとともに、市町村の担当課にクマ発見の状況等について報告する。 ※報告を受けた市町村は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに行い、許可を得た上で(人身被害のおそれがある等緊急の場合は市町村が対応)、追い払い又は駆除を行うものである。 ※報告を受けた所管する教育委員会においても、周辺の学校(県立、私立を含む)等に連絡し、注意を促す。
保護者	—	保護者に対して、状況に応じて、マチコミを通じて状況等を報告し、登下校の際の付添い等の協力を得るよう努める。生徒が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。
地域関係団体	—	地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、生徒の登下校時の安全確保についての協力を得るよう努める。
近隣校	—	近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

④情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

2 危機終息後の対応

①原因の究明

事故調査の記録をもとに事故原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

②再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

③心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

3 危機の予防対策

①野外活動が必要な場合は、予め入山地域のクマの出没情報を警察・市町村役場・地元住民等から収集し、危険な場所には近づかないようにする。

②朝夕、黎明薄暮時は、クマの行動が活発な時間帯であり、山中に入らない。

③学校周辺にクマが出没する地域では、生徒の登下校時の安全確保のため、生徒に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。

④また、クマに遭遇した場合の安全確保を図るため、状況に応じて、クマ撃退用のスプレーなどを用意する。

⑤クマを人里周辺に引き寄せないためには、人家の周りに残飯を無造作に捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力して、地域ぐるみで予防措置を講じる。

⑥キャンプ等でのゴミは必ず持ち帰るなど、クマを引き寄せないようにする。

⑦携帯電話が通話可能なエリアでは、不測の事態に備えて携帯する。

⑧万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

事例19 猛獣（学校周辺にクマが出没）

体育の授業時間中、生徒が、校庭の近くの畑にクマがいることを発見した。クマは、学校の方に向かってゆっくり歩いてきた。

1 危機発生時の対応

ア 生徒の安全確保

①担当教員は、他の教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に生徒を誘導する。

②近くにいる教職員等の協力を得て、校長にクマの接近を報告する。報告に当たっては、大声をでしながら途中の教室に知らせ、特に1階の玄関や窓の施錠、2階等の安全な場所へ生徒を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。

③教職員自ら校長に情報伝達する場合は、教職員が連携し生徒だけとなる状況をつくらない。

④生徒と教職員の身を守るために、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。

⑤万一の場合に備えて、養護教諭等を中心として、応急手当の準備体制を整える。

⑥危険の回避後は、他の教職員と連携して、生徒の精神的な動揺を静めるよう努める。

イ 校長への情報伝達

①事件発生の状況を校長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。

②情報の内容に応じて、全教職員に一齐に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。

ウ 教育委員会、関係機関との連携

校長又は校長の指示を受けた教職員が、警察、消防署等の関係機関や所管する教育委員会等に対して、直ちに通報を行う。

警察110	—	校長は、警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
消防119	—	負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。

教育委員会・市町村の担当課	—	校長は、所管する教育委員会にクマ発見の状況等について報告するとともに、市町村の担当課にクマ発見の状況等について報告する。 ※報告を受けた市町村は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに行い、許可を得た上で(人身
---------------	---	--

被害のおそれがある等緊急の場合は市町村が対応)、追い払い又は駆除を行うものである。

※報告を受けた教育委員会においては、周辺の学校(県立、私立を含む)等に連絡し、注意を促す。

- | | | |
|--------|---|---|
| 保護者 | — | 保護者に対して、状況に応じて、マチコミを通じて状況等を報告し、登下校の際の付添い等の協力を得るよう努める。生徒が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。 |
| 地域関係団体 | — | 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、生徒の登下校時の安全確保について協力を得るよう努める。 |
| 近隣校 | — | 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。 |

エ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ①生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ②関係機関や報道機関等外部に情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

2 危機終息後の対応

①原因の究明

教職員等から状況を確認して事故調査の記録を作成するとともに、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。

②支援・援助

校長等が、負傷した生徒を見舞い、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き及び給付等について説明を行う。

③学校教育の再開

必要に応じて、所管する教育委員会による支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。

④再発防止

事故の状況、その後の対応を検証して、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

⑤心のサポート・ケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

⑥報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

3 危機の予防対策

- ①学校周辺にクマが出没する地域では、生徒の登下校時の安全を確保するため、生徒に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。
- ②クマを人里周辺に引き寄せないためには、学校や人家の周りに残飯などを無造作に保管しない、捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力し地域全体で予防措置を講じる。
- ③万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

事例２０ 弾道ミサイルの発射

北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたことを受け、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）により屋内避難等呼びかける緊急情報が入った。

１ 危機発生時の対応

※ 弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は、②～⑤の対応も必要となる。

① 対応措置 【共通事項】

- ・ Ｊアラートにより緊急避難情報が発信された場合、教職員及び児童生徒は、Ｊアラートの内容を確認の上、状況に応じて直ちに次の●～●の行動をとる。
 - 近くの建物の中、又は地下などに避難する。
 - 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
 - できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- ・ 教職員及び児童生徒は、Ｊアラートにより避難指示が解除（弾道ミサイルの通過又は領海外の海域への落下等が発信）されるまで上記●～●の行動を継続する。

【Ｊアラートにより緊急情報が発信された場合における教職員及び児童生徒の対応例】

区分	児童生徒の状況	Ｊ ア ラ ー ト の 内 容		
		ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は日本 の領海外の海域に落下 【避難解除】	ミサイルが日本の 領土・領海に落下 【避難継続】
登 校 前 ・ 登 下 校 中	登校前 （自宅にいる場合 等）	・ 教職員及び児童生徒は、 自宅待機し、状況に応じ て、上記●●●の行動をと る。	・ 校長は、休校や始業 時間の繰り下げ等を行 う場合、教職員及び児 童生徒に周知する。	・ 教職員及び児童 生徒は、国や県、 市町村からの指示 に従い行動する。
	登下校中 （徒歩、自転車、 交通機関等により 登校する場合）	・ 児童生徒は、状況に応 じて、上記●●●の行動を とる。 ・ 児童生徒は、電車やバ ス等の公共交通機関に乗 車している場合は、運転 手等の指示に従う。	・ 児童生徒は、周囲の 状況を確認し、登校を 再開する。	・ 児童生徒は、国 や県、市町村から の指示に従い行動 する。 ・ 上記の指示がな い場合、児童生徒 は、自宅又は学校 のいずれか近い方 に避難する。
	登下校中 （スクールバスを 利用して登校する 場合）	・ 運転手は、安全を十分 に確認した上で、スクー ルバスを停車させ、状況 に応じて、上記●●●の行 動をとるよう児童生徒を 誘導する。	・ 運転手は、周囲の安 全状況を確認し、スク ールバスの運行を再開 する。	・ 運転手及び児童 生徒は、国や県、 市町村からの指示 に従い行動する。 ・ 上記の指示がな い場合、運転手は、 周囲の安全状況を 確認後、スクー ルバスの運行を再開 させ、児童生徒を 学校に避難させる。

区分	児童生徒の状況	Ｊ ア ラ ー ト の 内 容		
		ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は日本 の領海外の海域に落下 【避難解除】	ミサイルが日本の 領土・領海に落下 【避難継続】
登 校 後	校舎内	・ 教職員は、状況に応じ て、上記●●●の行動をと るよう児童生徒を誘導する。	・ 教職員は、児童生徒 に避難を終了し、授業 を再開することを周知 する。 ・ 教職員は、児童生徒 に不審な物を発見した 場合は、近寄らず、直 ちに連絡するよう周知 する。	・ 教職員及び児童 生徒は、国や県、 市町村からの指示 に従い行動する。 ・ 屋内にいる場合、 教職員は、市町村 等から指示がある までの間、より安 全な場所に避難す るよう児童生徒を
	校舎外 （校庭で活動して いる場合等）	・ 教職員は、状況に応じ て、上記●●●の行動をと るよう児童生徒を誘導す る。		

	校地外 (校外学習のため 校外で活動している 場合等)			誘導する。 ・ 屋外で避難している場合、教職員は、市町村等から指示があるまでの間、屋内に避難するよう児童生徒を誘導する。
その他	帰宅後、週休日等	・ 教職員及び児童生徒は、状況に応じて、上記●●●の行動をとる。		・ 教職員及び児童生徒は、国や県、市町村からの指示に従い行動する。

※ 平成27年3月2日付け総防第1382号「北朝鮮情勢に係る危機管理対応について」(総務部長通知)により、勤務時間外に弾道ミサイルが県内に落下した場合は、全職員配備(3号配備体制)となる。また、隣接県に落下した場合は、指定職員配備(1号配備体制)となる。

② 関係機関との連携

- ・ 関係部局、警察、消防との連携を図るとともに救急体制の整備を図る。
- ・ 関係機関への連絡は、電子メールやファックス等を活用し、速やかに情報を伝達する。

③ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・ 速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
- ・ 報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。

④ 教育委員会、学校、保護者等への連絡報告

- ・ 教育委員会、学校、保護者等の連絡体制を確認し、速やかに連絡できる体制を確保する。
- ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、国や県、市町村からの避難指示が継続している間は、原則、引渡しは行わない。
- ・ 避難指示が解除され、児童生徒を引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。
なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所まで待機させる。

⑤ 被害状況の把握

- ・ 児童生徒の被害及び学校施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

2 危機終息後の対応

- ① 児童生徒に対し、不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員等に連絡するよう周知する。
- ② 関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- ③ 早期に授業や業務が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- ④ 必要に応じて、医師等関係機関との連携を図り、児童生徒の心のケアに対応する。
- ⑤ 児童生徒の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

3 危機の予防対策

- ① 学校安全計画・学校危機管理マニュアル等(以下「学校安全計画等」という。)の見直し
 - ・ あらかじめ校舎内の避難場所を指定するなど、学校の実態に即した学校安全計画等となるよう見直しを行う。
 - ・ 学校安全計画等の見直しは、当該自治体の国民保護計画や教育委員会が発出する弾道ミサイル発射に係る対応通知等を踏まえ、教職員や児童生徒が状況に応じた対応ができるよう留意する。
 - ・ 事前に連絡体制及び役割分担を定めるなど、非常時において確実な対応ができる体制を構築する。
- ② 安全確保の方策等の共通理解
 - ・ 学校安全計画等及び上記「●危機発生時の対応」の「① 対応措置」を踏まえ、児童生徒の避難場所や避難誘導等の安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。
- ③ 児童生徒に対する安全指導
 - ・ 児童生徒が適切に行動できるよう指導するとともに、保護者に対しても児童生徒への指導内容を周知する。
なお、児童生徒及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせることがないように十分配慮する。
- ④ その他の予防対策
 - ・ 校外学習等の際の避難場所等については、できる限り事前に確認する。
 - ・ 自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進するなど、学校の実態に即した安全指導を行う。
 - ・ 所在市町村に防災行政無線がない等、登下校中の児童生徒がJアラートによる緊急情報を得ることが難しい場合は、あらかじめ、当該自治体の教育委員会、防災担当課、国民保護担当課等と連携して対策を検討する。
 - ・ 臨時休業の取扱いについては、学校の状況に応じて学校長が判断することとなるが、判断の遅れがないよう事前に対応を検討する。
 - ・ 不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。